

阿南市地域おこし協力隊受入団体登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿南市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年10月1日付け阿南市要綱第48号）に基づき雇用する阿南市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を受入れ、活動を管理し、阿南市と協働して持続可能な地域づくりに取り組む団体等（以下「受入団体」という。）を登録するため必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 受入団体として登録できる団体等は、阿南市移住支援団体登録制度実施要領に基づき登録された移住支援団体で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 隊員が退任後において市内に定住するまでのスキームが明確に示されていること。
- (2) 阿南市総合計画（咲かせよう夢・未来計画2028）の基本政策に掲げるKPIの達成に向けた活動を計画し、既に実施していること。
- (3) 隊員の活動管理体制及び活動をサポートする体制を構築していること。
- (4) 阿南市との連携協力体制が整っていること。
- (5) その他市長が必要と認める活動に取り組むこと。

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする移住支援団体（以下「申請団体」という。）は、阿南市地域おこし協力隊受入団体登録申請書（様式第1号）、事業提案書兼活動計画書（様式第2号）、登録申請に係る誓約書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 登録申請の受付期間は市長が別に定める。

(登録決定及び審査)

第4条 市長は、前条に基づく申請書を受理した場合は、その

内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請団体を受入団体として登録する。

2 第1項の審査に当たり、阿南市地域おこし協力隊受入団体登録及び配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）において意見を聴取するものとする。なお、検討委員会の組織及び運営については、別に定める。

3 市長は、第1項による登録を行ったときは、受入団体に対して阿南市地域おこし協力隊受入団体登録通知書（様式第4号）を交付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する申請団体については、登録しないこととし、申請団体に対して阿南市地域おこし協力隊受入団体不登録通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(1) 第2条の登録要件を満たさないとき。

(2) 制度の趣旨に照らして登録するのにふさわしくないとき。

(3) 検討委員会による審査において、受入団体としての登録基準を満たさないとき。

（変更の届出）

第5条 前条の規定により登録を受けた受入団体は、申請の内容に変更があった場合は、速やかに登録事項変更届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取下げ）

第6条 受入団体は、第2条の登録要件を満たすことができなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、受入団体が第2条に規定する登録要件に該当しないことが判明したとき又は前条により登録の取下げを受理したときは、当該登録を取り消し、その旨を受入団体に

通知するものとする。

(隊員の配置申請)

第8条 隊員の配置を受けようとする受入団体（以下「配置申請団体」という。）は、配置申請書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、その申請（以下「配置申請」という。）をしなければならない。

- (1) 事業提案書兼活動計画書（配置申請をする年度に提出していない場合に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 配置申請の受付期間については、市長が別に定める。

(隊員の配置決定及び審査)

第9条 市長は、配置申請があった場合は、必要に応じて調査等を行い、当該配置申請の内容を審査し、隊員を配置すべきと認めるときは、隊員の配置を決定（以下「配置決定」という。）し、配置決定を受けた受入団体（以下「被配置決定団体」という。）に対して配置決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 被配置決定団体以外の配置申請団体に対しては、配置審査結果通知書（様式第9号）により隊員の配置をしない旨を通知するものとする。

3 第1項の審査に当たり、検討委員会において委員の意見を聴取するものとする。

(隊員数)

第10条 一の年度において同時に雇用する隊員の数は、原則として9人を上限とする。

2 1団体に配置する人数は2人までとし、一の年度において配置する人数は原則として1人までとする。

第11条 この要領に関する事務は、企画部ふるさと未来課において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行し、令和5年4月1日以降に地域おこし協力隊を受け入れる受入団体に適用するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。